

建設業法7条2号本文

【旧】

2号 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

【新】

2号 その営業所ごとに、営業所技術者（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第十一条第四項及び第二十六条の五において同じ。）を専任の者として置く者であること。

建設業法15条2号本文

【旧】

2号 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし・・・（以下略）

【新】

2号 その営業所ごとに、特定営業所技術者（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第二十六条の五において同じ。）を専任の者として置く者であること。ただし、・・・（以下略）

請負契約記載事項(法19条1項)

①	工事内容
②	請負代金の額
③	工事着手の時期及び工事完成の時期
④	工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
⑤	請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
⑥	当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
⑦	天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
⑧	価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め
⑨	工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
⑩	注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
⑪	注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
⑫	工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
⑬	工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑭	各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑮	契約に関する紛争の解決方法
⑯	その他国土交通省令で定める事項



令和6年業法改正の整理（請負契約部分）

条文	改正事項	詳細
19条8号	請負契約書の記載事項の改正（追加・修正）	請負契約書の記載事項として、価格等の変動もしくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 ↓ <u>価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め</u>

令和6年業法改正の整理（請負契約部分）

条文	改正事項	詳細
19条の3	不当に低い請負代金の禁止条項の2項新設	建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることのできる事その他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない ※これまでの注文者義務規定に加え建設業者義務規定の追加
19条の5	著しく短い工期の禁止条項の2項新設	建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。 ※これまでの注文者義務規定に加え建設業者義務規定の追加

令和6年業法改正の整理 (請負契約部分)

条文	改正事項	詳細
20条1項	建設工事の見積等条項の改正	<p>建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下この条において「材料費等」という。）その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書（以下この条において「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めなければならない。</p>
20条2項	建設工事の見積等条項の新設	前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。
20条3項	建設工事の見積等条項の新設	建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結するまでに、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行うまでに、第十九条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までの間に、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な期間として政令で定める期間を設けなければならない。
20条4項	建設工事の見積等条項の改正（旧2項が4項になり加筆修正）	<p>建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。</p>
20条5項	建設工事の見積等条項の改正（旧3項が5項になり加筆修正）	「見積書」→「材料等見積書」
	旧20条4項の削除	

令和6年業法改正の整理（請負契約部分）

条文	改正事項	詳細
20条6項	建設工事の見積等条項の新設	建設工事の注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者（建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。）に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る事となるような変更を求めてはならない。
20条7項	建設工事の見積等条項の新設	前項の規定に違反した発注者が、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約（当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
20条8項	建設工事の見積等条項の新設	前条第三項及び第四項の規定は、前項の勧告について準用する。

令和6年業法改正の整理（請負契約部分）

条文	改正事項	詳細
20条2第1項	工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等条項から工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供等条項への改正	情報の「通知」→「提供」
20条の2第2項	工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供等条項の新設	建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。
20条の2第3項	工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供等条項の新設	前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。
20条の2第4項	工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供等条項の新設	前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。

令和6年業法改正の整理(技術者部分)

条文	改正事項	詳細
25条の27第2項	新設	建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。
25条の27第4項	改正	前三項の規定による取組→前二項の施工技術の確保並びに知識及び技術又は技能の向上
25条の28	新設	<p>1項 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2項 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。</p> <p>3項 国土交通大臣は、前二項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。</p>

建設業法26条3項但し書き

【旧】

3項 ……(本文省略)。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

【新】

3項 ……(本文省略)。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

- 一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者
 - イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未滿となるものであること。
 - ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。
 - ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。
- 二 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

建設業法26条の5(新設)

建設業者は、第26条第3項本文に規定する建設工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第7条(第2号に係る部分に限る。)又は第15条(第2号に係る部分に限る。)及び同項本文の規定にかかわらず、その営業所の営業所技術者又は特定営業所技術者について、営業所技術者にあつては第26条第1項の規定により当該工事現場に置かなければならない主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあつては当該主任技術者又は同上第2項の規定により当該工事現場に置かなければならない監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。

1項

- 一 当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。
- 二 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。
- 三 当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。
- 四 営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該営業所における建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理に係る職務並びに当該工事現場に係る前条第1項に規定する職務(次項において「営業所職務等」という。)を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省例で定めるものが講じられるものであること。

2項

前項の規定は、同項の工事現場の数が、営業所技術者又は特定営業所技術者が当該工事現場に係る主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行つたとしても営業所職務等の適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

3項

第1項の規定により監理技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者は第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第26条第5項の講習を受講したものでなければならない。

4項

前項の特定営業所技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

